

令和 8 年陸別町議会 9 月定例会会議録（第 3 号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 8 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分		議 長	久 保 広 幸	
	散会	令和 8 年 9 月 15 日 午後 0 時 29 分		議 長	久 保 広 幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7 人	1	濱 田 正 志	○			
欠席 0 人	2	三 輪 隼 平	○			
凡例	3	渡 辺 三 義	○			
○ 出席を示す	4	工 藤 哲 男	○			
▲ 欠席を示す	5	中 村 佳 代 子	○			
×	6	谷 郁 司	○			
不応招を示す	8	久 保 広 幸	○			
会議録署名議員	濱 田 正 志		三 輪 隼 平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請 川 義 浩			主査 竹 島 美 登 里		
法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本 田 学	教 育 長	有 田 勝 彦		
	監 査 委 員	村 本 和 弘	農 業 委 員 会 長	佐 藤 直 人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今 村 保 広	会 計 管 理 者	庄 野 勝 政		
	総 務 課 長	丹 崎 秀 幸	町 民 課 長	本 間 希		
	産 業 振 興 課 長	菅 原 靖 志	建 設 課 長	山 崎 誠		
	保健福祉センター次長	清 水 遊	国保児童診療所事務長	（ 清 水 遊 ）		
	総 務 課 参 事	瀧 澤 徹	総 務 課 主 幹	工 藤 康 孝		
	産業振興課主幹	村 田 拓 也	建 設 課 主 幹	水 間 史 人		
	保健福祉センター主幹	向 井 啓				
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧 澤 勇 二	教 委 主 幹	大 鳥 居 仁		
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	遠 藤 克 博				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第54号	令和7年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定について
3	議案第55号	令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
4	議案第56号	令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について
5	議案第57号	令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
6	議案第58号	令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
7	議案第59号	令和7年度陸別町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
8	議案第60号	令和7年度陸別町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について
9	議案第61号	財産の取得について
10	議案第62号	令和8年度陸別町一般会計補正予算（第5号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） 前田保健福祉センター主幹より欠席する旨、庄野会計管理者より午後から退席する旨、報告がありました。

これより、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1 番濱田議員、2 番三輪議員を指名します。

◎日程第 2 議案第 54 号令和 7 年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 3 議案第 55 号令和 7 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 4 議案第 56 号令和 7 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計決算認定について

◎日程第 5 議案第 57 号令和 7 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 6 議案第 58 号令和 7 年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 議案第 59 号令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 議案第 60 号令和 7 年度陸別町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（久保広幸君） 第 2 日目に引き続き、日程第 2 議案第 54 号から日程第 8 議案第 60 号までの令和 7 年度陸別町各会計歳入歳出決算認定について、7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決を行います。

一般会計に係る質疑は、別途配付しております審議予定表のとおり、科目を区切って進めてまいります。他の科目にも関連する質疑があるときは、歳入全般、歳出全般についての質疑のときに行ってください。

また、歳入歳出相互に関連するときは、歳入歳出全般の質疑のときに行ってください。

次に、質疑の回数については、区切った科目において原則３回までとし、それでもなお十分な答弁が得られていないと議長が認めたときは、回数を増やすことにしたいと思います。

それでは、議案第５４号令和７年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。事項別明細書は９ページからを参照してください。

まず、歳入についての質疑を行います。

１款町税、９ページから１１ページ上段まで、質疑はありませんか。

４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） それでは、決算の資料１０の１と２、決算書９ページの１款１項町税、町民税、また２項の固定資産税の収入未済額と不納欠損額について伺いたいと思います。不納欠損金は、町民税、固定資産税を合わせて５件で９万３,００６円となっております。また、収入未済額については、合わせて５１件で１６３万８,４２６円となっております。そこで２点ほど伺いたいと思います。

一つ目は、決算審査意見書によりますと、担当者は分割など納付相談、督促や戸別訪問により、催促により対応しているということですが、説明資料では不納欠損に関しては、所在不明３件で処分する財産がないということで時効、固定資産の１件は在住者ではあるが５年の時効により消滅、令和４年の町民税納付の１件については、滞納者の事情により町は滞納処分の執行を停止し、３年後業務消滅したということと判断をいたしました。個人の特定を避ける範囲でお答えしていただきたいと思いますが、町が執行停止を行い、３年後に納税義務を消滅させるに至った滞納者の具体的な困窮状態、また生活状態などの基準について、どのような判断があったのか伺いたいと思います。

２番目ですが、５年後の時効を待つことなく、地方税法に基づき、滞納処分権により預貯金や給与、不動産と財産調査などを厳格に行い、適正な差押えなどの対応は、時効を迎える前に実施されているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、１点目の滞納処分の執行停止から不納欠損に至った経緯及びその判断ということだと思います。議案資料１１ページ、不納欠損の内容になりますが、御質問がありましたのは一番上段の課税年度、４年度の町民税ということになるかと思います。こちらの町民税、納税義務者区分がＡということの案件ですが、概要欄にも記載しておりますとおり、滞納処分する財産がないため、執行を停止中の案件であります。この財産がないという判断なのですが、この事例については、生活保護の開始を受けたことによったことを根拠としております。生活保護はその後廃止されたのですが、廃止された後、調査等を行いまして、生活状況が改善されていないという判断をしております。また、収入とか年齢とか健康状態などを勘案しまして、執行停止を継続したという経緯がございます。その結果、３年が経過しまして、不納欠損という結果となっております。

御質問の2点目です。滞納処分の状況について御説明いたします。

調査等々につきましては、随時案件があり次第行っている状況にあります。差押えなのですが、令和7年度におきましては6件の差押えを行っております。ちなみにですが、資料ナンバー11の固定資産税事例C、D、Eの3件、5年で時効と記載があります案件につきましては、納税義務者が居所不明ということで、滞納処分をする相手すら見つけれないという案件でございます。一連の徴収事務ができないまま5年を経過したということで、徴収権が消滅、不納欠損処理をしたという結果となっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 令和6年度の町民税収入未済額は6件でした。令和7年度も6件でした。同一者とは言えませんが、期限内に真面目に納税している多くの町民にとっては、不公平感を生みかねない重大な問題と課題であると思います。

今後、未収未済額、納税欠損金発生を減らすために、分割の長期化、または訪問回数を増やすなどの積極的な初期対応が必要と考えますが、今後の取組方について伺いたいと思います。

もう1点については、先ほど差押え等は6件行っているということでありますけれども、継続して今後に対処を厳格に考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） まず、1点目の滞納者に対する取組でございます。

今現在も戸別訪問でありますとか、それに応じて調査を行いまして、分割納付という方向で納付をいただいている状況にあります。引き続き、徴収率も高い状況にありますので、これもまたケース・バイ・ケースになると思うのですが、取りあえずという言い方は不適切かもしれませんが、分割でも納税していただける方については、このまま納税していただく。様々な要因があると思いますので、継続していただきたいという考えであります。

2点目になります。差押え等々なのですが、こちらもケース・バイ・ケースと考えております。納税の折衝にも応じないであるとか分割もしないであるとか、納税するだけの財産もあるという方が、もしいる場合には、いろいろな差押えがありますが、厳格にしなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 物品の差押えがあるのかどうかというのは、私は分かりませんが、これがということになれば、換金ということになります。陸別町の単独で換金、また購入手続というのは非常に困難であると思います。民間事業者の協力が必要となりますし、物品差押えについては困難だと思っています。しかし、収納率では令和7年度は99.52%と極めて高い水準であり、これは町民の皆様方の納税の意識の高さと職

員の皆様方のこれまでの御努力の成果であると、私は高く評価するものでありますが、さらに１００％収納に近づけるために取り組んでいただきたいと思いますし、資金力があるにもかかわらず納税しない悪質な滞納をなくし、公平性を保つ意味からも、限りなく１００％に近づける対応として、今後、物品等の差押え、これらについても辞さない強い姿勢で臨むと捉えてよろしいか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 先ほどの答弁と多少重複する部分がございますが、すみません、ケース・バイ・ケースということで、議員おっしゃるとおり悪質なケース、これには毅然とした滞納処分を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、２款地方譲与税、１１ページ中段から、８款環境性能割交付金、１５ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、９款地方特例交付金、１５ページ中段から、１２款分担金及び負担金、１７ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１３款使用料及び手数料、１７ページ中段から２１ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１４款国庫支出金、２１ページ中段から、１５款道支出金、２７ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１６款財産収入、２７ページ下段から、１９款繰越金、３５ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、２０款諸収入、３５ページ上段から３７ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、２１款町債、３７ページ下段から４１ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。なお、款を区切ったの質疑は終えておりますので、他の款と関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。事項別明細書は、43ページからを参照してください。

まず、1款議会費全般、43ページから43ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、43ページ下段から、5目財産管理費、47ページ下段まで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、二つ質問させていただきます。

まず、46ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金及び交付金、支出済額6,972万6,936円、不用額237万4,064円についてお伺いいたします。

主なものは、45ページにあります表の北海道情報システム協議会に関わるシステムの標準化・共通化による負担金になると思いますが、令和6年まではマイナンバー制度の導入によるものが多いとのことでしたけれども、今年度不用額が237万4,064円出ているのは、令和7年度は主にどのような改定があったのか。そして、今後はこの負担金についてはどのように推移していくとお考えなのかお伺いいたします。

二つ目に、47ページの表の5目財産管理費12節委託料の庁舎の長寿命化計画における大きな改修工事も令和7年で一区切りついたのではないかと思われますが、これらを含む委託料の不用額が480万1,727円出ていますが、この不用額に工事請負費から160万6,600円が流用され、追加されている理由についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、2点御質問いただきました。

まず、1点目の2款1項1目18節負担金補助及び交付金の不用額等についてであります。議員御指摘のとおり、こちらの負担金、主なものにつきましては、自治体の情報システムの標準化・共通化事業において係る費用が大きくあるわけですが、不用となったものの内訳としましては、この標準化・共通化事業において、国保連合会への負担金、それから自治体情報システム協議会への負担金、これらがございます。不用となったのは、当初計画していた標準化・共通化事業の中で、利用環境を一部見直したことにより事業費が減少したもの、また、国保連合会で実施している事業が事業費入札等々により若干減る部分、これが負担金に跳ね返ってくる部分で減少したといったものが大きくあるものであります。また、少額なものではございますが、そのほか人件費に連動して納めるべき負担金、あるいは45ページの枠内にありますが、町村会で職員研修等々の負担金も不用額として積み上がっております。結果として237万4,064円の不用額が発生したということでございます。

また、御質問にありましたが、今後どうなっていくかということでございますが、この

自治体情報システムの標準化・共通化事業というのは、ほぼ達成されつつございまして、全国的にまだ進んでいない自治体もありますけれども、当町においては進んでおりますので、今後は、こういった負担金も減っていくと予想しております。

それから、２点目の御質問の５目財産管理費の中で１２節委託料が不用額４８０万１２７円、その中で備考欄にあるとおり流用が１６０万６,０００円発生している理由ということでございましたが、まず、不用額の内訳につきましては、公共施設の管理経費等が入りまして、その中に除雪経費がございます。冬期間の除雪委託料等が降雪の状態、雪が少ないというような状況から、大きく不用額として発生したということがありますが、そのうち流用額の部分につきましては、産業振興住宅の機械設備改修工事に伴い、暖房給水ボイラーを更新したわけでございますが、その中で一部配管の洗浄が必要になったということが、昨年、この工事をする過程において明らかになりまして、急遽、配管洗浄業務が追加された。そのために当初予定していなかったものですから、この本体工事の工事請負費の中から、１６０万６,０００円を流用し、配管の洗浄委託業務に使用したということでございます。４７ページの内訳、枠内の中段にございますが、産業振興住宅機械設備改修工事が３,７１８万円、その１行下にございますが、暖房配管洗浄委託業務として１６０万６,０００円、こちらの経費として流用しているということでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君）　５番中村議員。

○５番（中村佳代子君）　今の二つ目の質問だったのですけれども、その工事請負の途中で資金が足りなくなって流用したけれども、最後には不用額が出て戻ったという形なのでしょうか。

○議長（久保広幸君）　丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君）　工事の途中で追加の業務が発生したということで、工事自体は１２節委託料ではなく、１４節工事請負費で予算化しておりました。ここが契約時に執行残が出まして、その中から委託料へ流用した上で、事業を進めさせていただいたところでございます。これが５月から８月にかけて事業を実施しております。その後、不用額が出たのは先ほど申し上げましたとおり、冬期間の除雪等の経費がございます。また、公用車の運行ですとか、いろいろな委託料がこの中に入っておりまして、こちらが結果的に残ったという形でございます。夏の間の事業で必要となり、やむを得ず流用しましたが、冬期間の別の事業で不用額が発生したということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　次に、同じく２款総務費１項総務管理費６目町有林野管理費、４７ページ下段から、１０目諸費、５１ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　次に、同じく２款総務費１項総務管理費１１目交流センター管理

費、５３ページ上段から、１４目緊急支援給付金事業費、５７ページ上段まで、質疑はありませんか。

５番中村議員。

○５番（中村佳代子君）　５５ページの１０項諸費１４目物価高騰対策臨時支援事業４，８８７万２，２００円についてお伺いいたします。

これは物価高騰対策として、令和８年１月１日に住民登録のある方に１人当たり２万５，０００円を交付したのですが、この事業は令和８年に繰越しをしていますけれども、引換えに来た人数とまだ引換えしていない人数を分かる範囲でお伺いいたします。

それと、商品券の有効期限が昨日で終わりましたが、利用率についても分かる範囲でよろしいのでお伺いいたします。

○議長（久保広幸君）　丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君）　緊急支援給付金事業費のうち、地域商品券臨時交付事業についての御質問だと思いますが、議員おっしゃっていましたが、こちらの事業、大部分が令和８年度へ繰越しをされております。実績につきましては、令和８年度の決算において御報告申し上げるところではございますが、委託料のおよそ９割を令和７年度中に概算払いしておりまして、決算額が枠内に出ている４，６８７万２，０００円でございますので、関連して今御質問のありました人数、あるいは使用状況等、決算や実績ではありませんが、現在分かっている範囲でお答えさせていただきたいと思います。

商品券につきましては、令和８年３月１５日から、およそ１か月の期間を設けて商工会において引換えをしておりますが、最終的には１，１９６世帯２，０１２人分について配付を終えたところでございます。当初の見込みよりは若干人数減っているのは、転出あるいは死亡、そういった方々がいたためでございます。

また、使用状況であります、議員のおっしゃっているとおり、昨日９月１４日まで使用期限とさせていただいております。実績につきましては、今後、各商店から換金事務がありまして、それを終えた段階ではっきりするのですが、先月末の段階でございますが、これはあくまでも速報値なので若干誤差があるかもしれませんが、およそ４，７４７万円ほど使用されていると聞いております。また、そこから２週間程度ございまして、最新の状況ではさらに１００万円ほど使われているということでございますので、今現在は４，８５０万円ぐらいにはなっているのかなと考えております。

いずれにいたしましても、これは令和８年度事業に関係してきますので、実績については明らかになり次第、御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　次に、同じく２款総務費２項町税費、５７ページ上段から、６項監査委員費、６５ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費1項社会福祉費、65ページ上段から69ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） それでは議案書の67、68ページ、3款1項2目10節需要費に関して伺いたいと思います。

この科目については、福寿荘に関する科目だと思います。12月定例会において、光熱水費84万4,000円と消耗品費7万4,000円の2点で合計91万8,000円の補正予算を計上しております。しかしながら、決算においては142万9,819円を不用額という形で処理しております。12月に91万8,000円補正したにも関わらず、不用額が補正額を上回るという決算になっておりますけれども、この状況において説明をお願いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 今、議員御指摘のとおり、9月の補正に91万8,000円計上しております。こちらの科目は、福寿荘、それから、ふれあいの郷、高齢者交流センター、ゲートボール場などの管理経費がここに含まれます。9月補正で大きかったのが電気料の高騰分ということでお願いし、議決いただいたわけですが、この時点で冬期間の燃料代、こちらの見込みを立てながら予算計上させていただいたところですが、結果としては不用額が142万9,000円出ることになってしまいまして、このあたりは実際少し見込みが甘かった部分がございます。

今後、このようなことがないようにしっかりと積算し、補正計上をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 当初の予算の見通しの甘さというようなことで判断いたしますけれども、今後気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 67ページ、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費の67ページの表から、デイサービス運営費と介護職員資格取得事業についてお伺いいたします。

デイサービスの運営費については、昨年より312万円ほど増になっています。これについては人件費、光熱費などの経費の増加も要因であるとは思いますが、利用者については増加しているのか、減少による負担の増加なのかお伺いいたします。

二つ目の介護職員資格取得事業についてですけれども、令和5年までは、介護職員初任者研修を3年間にわたり行っていました。令和7年度は実務者研修ということで、初任者研修を受けた方がステップアップとして受講していたのか、それとも現場で働いている方が受けたのか。また、この後に介護福祉士を目指して、それを目標として実務研修を受けた方がいらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） まず1点目、デイサービスの運営費、昨年と比べて312万円ほどの増加というところでございます。こちらは議員御指摘のとおり、人件費の増嵩、アップによるところが大きいものでございます。実際の利用につきましては、若干の減少でございます。数字的には令和6年度の延べ利用日数が2,371日に対しまして、令和7年度は2,295日。実際の実人員といたしましては、年間通して約1.5人程度減となっている状況です。

2点目、介護職員資格取得事業でございます。こちらも議員御指摘のとおり、令和5年度まで初任者研修ということを実施いたしまして、令和7年度は各町内事業所のニーズ等も聞き取りまして、実施したところでございます。定員10名に対して10名の参加をいただきました。初任者研修からは上位の資格というか、介護の実践的な内容についての研修ということになります。実際10名の方のうち、初任者研修を受講された方は、お二人でした。全く初めての方は、残り8名という状況でございます。この研修を受けた後の介護福祉資格取得につきましては、すみません、事後調査はしていないのですが、事前の聞き取りでは約半数の方が受講の意向を示されていたということでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 介護施設については、本当に働き手を確保することはとても大事なことになってくると思います。介護福祉士がいることで、施設にも加算が増え、経営も安定することだと思いますので、これからも介護福祉士を目指す人のルートができるように、事業所とも連携して続けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 今後も町内の事業者のニーズを把握して、なるべくそれに沿える形で介護人材の養成を実施していければと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく3款民生費2項児童福祉費、69ページ中段から71ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、4款衛生費全般、71ページ下段から79ページ上段まで、質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 衛生費関係で、予防費の3目、75ページの枠内にあることについてお聞きしたいのですが、この表によると、最初が予算の枠の数字なのか、右側にあるのが実際にされたのか、その辺説明がなかったのですが、いずれにしても带状疱疹の関係で、町民の方で一体どれくらいの方がトータルで受けられたのかなど。

それから、下にあるDTとあります。いわゆるコロナワクチンの関係なのですが、全国的にこのワクチンを接種することによって、副反応、副作用があったことがいろいろ公表されているのですが、ちなみにお亡くなりになった人が全国で4名、そして、798人が副反応あったというような形なのですが、当町として、このワクチンを受けたことによって、そういうような実例があるのか、あったとすれば何件ぐらいか、その辺を説明願います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 御質問ありました75ページの表の中身でございます。こちらは令和7年度の実績の人数となっております。带状疱疹の部分でございます。予防接種の表の中で带状疱疹、定期と任意がございます。定期41名、任意が55名ということでございまして、実績といたしましては合計96名ということであります。

ちなみに町民の方というところでございまして、町外でこの带状疱疹を接種された人数については、すみません、把握はできておりません。

また、コロナの予防接種の健康被害の部分でございます。件数につきましては差し控えさせていただきますと思いますが、陸別町においてもあります。

以上となります。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の説明で分かったような、分からないような話なのですが、コロナのワクチンと連動した中での带状疱疹という結果もあって、当町においては無料で带状疱疹を受けられるようになったのですが、いずれにしても受ける人、受けない人はあくまでも個人の任意なので、それはそれなのですが、やはり带状疱疹のワクチンは割と治験的にも証明されているから、町民が受けることによって、带状疱疹の痛さを十分みんな分かっている中で、こういう結果だと思うのですが、今後こういうワクチンが、個人の差で100%とはいかないと思いますけれども、せっかく無料で受けられるということを考えたときに、もう少し奨励するか、しないかも町民の全体でどうな

のか知りたくて質問したのですけれども、そういった意味で今後ワクチンの需要を高めていってほしいと思います。

それから、D T、コロナの関係なのですけれども、当初から医学会の中では、このワクチンは非常に早急に実施された中で治験が少ないという懸念の中で、障害が起きる可能性があるという医師会でも言われていたのですけれども、今ここで答弁の中でも若干あったと捉えるわけなのですけれども、今後こういう人たちに対する補償といったものが、本人たちの訴え方によってなるのかどうか分かりませんが、国全体としては今後このワクチンの接種することによっての障害について、何か情報がありましたらお願いします。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長、まず、このD Tの整理をしていただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 失礼いたしました。

まず先ほどの御質問で、D Tに関する部分、予防接種につきましては、表の記載のとおりでございます。5名の実績ということでございます。

また、带状疱疹の部分でございます。表の中では定期と任意ということで分かれておりますが、対象者が若干違うのですが、個人の負担金につきましては同じ値段でございます。まず定期でございます。対象者は65歳以上で5歳刻み。こちらが定期の対象ということになります。定期の予防接種、生ワクチンともう一種類、不活化ワクチンというのがございます。それぞれ料金も異なっておりまして、生ワクチンは1回で済みますが、個人負担金は4,100円。不活化ワクチンは2回打ちでございますが、個人負担金が1万400円でございます。それに対しまして、町の助成金が生ワクチンは4,200円。先ほど申し上げました個人負担金4,100円と合わせまして、8,300円の料金となります。シングリックス、不活化ワクチンですが、町の助成金が個人負担金と同額の1万400円で、ワクチンの代金としましては2回につきましては2万800円ということになります。

任意は対象者が50歳以上の町民ということになります。先ほど申し上げましたとおり、個人負担金、それと町の助成金につきましては、定期の金額と同額でございます。

また、コロナの健康被害についてでございます。こちらは厚労省の予防接種健康被害救済制度、コロナに限りませんが、こちらで救済していくということでございます。基本的に医療機関にかかっただいて、申請については住民票がある自治体に申請を届けていただいて、国の認定を受けた後、基本的に国の全額による救済措置ということになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 谷議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、5款労働費全般、79ページ中段から79ページ下段まで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 79ページ、8款労働費1項労働諸費2目雇用対策費18節負担金及び交付金の表の中の人材確保対策支援事業82万円についてお伺いいたします。

この事業は令和5年に始まり、令和5年度は9事業所、令和6年度は8事業所、今回の令和7年度は3事業所と年々利用が減少していますが、利用についての問合せ状況と、事業者から利用についての意見などは入っているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの人材確保対策事業支援事業について、現在の問合せ状況等、あと相談状況なのですが、今年度で言いますと、実際に申請が2件来ておりまして、問合せについては具体的には特にはないのですが、3年間続けている事業ですので、これまで継続的に使われている事業者が、また来年度に向けての採用に係、支援性があると見込んでおります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） この事業は、事業所で年に一度使えるということですが、事業所の募集人数も減ってきているとは考えにくいのですが、令和7年度は3事業所ということで、人材募集については一度きりではなく、継続して目につくように行っていくのが効果的だと思いますが、広告やチラシなど、そういうものは年に一度ではなくて、上限を決めて複数回使えるようにしていく考えはありませんでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 昨年は3件と事業的には件数は少なかったのですが、ここ3年間、今年も含めると10件を予定している中で、初年度9件、その次は8件ということで、こちら2回に分けて募集をかけたということで、それなりの効果、件数が出たのかなと。去年は年度初めに実は一度しか募集をかけずに、通年で募集をしますということでやった結果なのか、その辺は定かではないのですが、実際に3件ということになっております。

今年度につきましては、その反省を踏まえて年度途中でも募集をかける予定でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 募集は2回かけるということですが、内容的に値段のわからないチラシや広告については、年度に複数回使えるように変えていく方向の意見とかは出ていない、そういう要望は事業者から出ていないということでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） この制度、まず申請時に年間の計画を出していただきますので、その際にチラシを6月に出して、8月に出して、9月に出してという使い方もできますので、1回限りというのは申請が1回ということで、事業の期間について1か月に限るとか1回限りとかではないので、年間通じて計画を立てていただいて申請してもらっていますので、現在もそのように使っていております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、6款農林水産業費1項農業費、79ページ下段から87ページ下段まで、質疑はありますか。

○議長（久保広幸君）

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく6款農林水産業費2項林業費、87ページ下段から91ページ上段まで、質疑はありますか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） それでは議案書89、90ページ、6款2項2目狩猟費7節報奨費について伺います。

有害鳥獣駆除捕獲奨励金の件について、令和6年度の決算において、有害鳥獣駆除にしましては、鹿が1,356頭、ヒグマが10頭と他の駆除もありましたが、1,055万2,956円でありました。本年、令和7年でございますが、鹿は1,487頭、ヒグマが11頭と駆除奨励金も1,233万8,438円と、令和6年度より178万5,482円増加しております。そこを踏まえて2点ほど質問したいと思います。

まず、鹿等の農業被害、農林業の被害を見ても、年々深刻化しております。駆除強化は不可欠となっておりますが、係る財源として、国・道からの補助金と、さらに農協からも出ていると思われます。これらの国・道・農協の補助金における財源算定基準と頭数や金額の制限及び地方交付税等による補てんを含めた財源内訳を伺いたいと思います。

二つ目ですけれども、一般会計から1,233万8,438円があります。国の鳥獣害被害対策交付金や道の各補助金の目安を勘案し、さらに交付税措置などを加味した場合、最終的な町の純粋な手出しとなる金額の実質的な額と、駆除奨励金における割合はどの程度に抑えられているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの鹿の駆除に係る質問でございます

が、まず当町の有害鳥獣被害防止対策に係る奨励金につきまして、基本的にこれは町の単独事業として実施しております。エゾシカであれば1頭当たり7,500円、ヒグマであれば3万2,000円の奨励金を助成しておりますけれども、こちらには直接国からの補助金等は入っておりません。令和7年度では1,233万8,438円の奨励金の実績がありますが、北海道の地域づくり総合交付金189万円が特定財源として措置されておりまして、また地方交付税については特別交付税として860万6,000円が必要額として措置されております。

町からの奨励金とは別に、国からはエゾシカであれば1頭当たり7,000円が、陸別町鳥獣被害防止対策協議会を通じて、駆除の従事者に対して支払われておりますので、基本的に国の予算の範囲内での交付となっているところでございます。

ちなみに、これまで大体駆除に対して100%の補助金は充当されております。また、陸別町農協からは1頭当たり1,000円の助成があります。令和7年度におきましては、年間100万円、1,000頭分の範囲で助成がされておりまして、1,000頭を超えた場合には、この100万円を捕獲頭数で案分して、従事者に支払われております。

続いて、財源の内訳ということですが、町の持ち出しということですが、当町の取組として奨励金も含めて、狩猟費として令和7年度で合計1,377万900円の決算となっております。この財源として先ほども説明したとおり、北海道の地域づくり総合交付金と特別交付税が措置されておりまして、財源として合わせると1,049万6,000円となりますけれども、こちらを財源と考えれば、町の純粋な手出しということと言えますと327万4,900円という考え方もできるかと思います。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 国の補助金は7,000円、これが協議会に全部入るということで理解してよろしいですか。ということは、頭数限らず全て上限はないという考え方でいいのかなと思いますけれども、また2回目の質問で言わせていただきますけれども、国・道の補助金については、陸別町の鳥獣被害防止計画、これが基本になると思っております。防止計画に盛り込まれている農林被害額の積算について、これは毎年見直されているとも聞いております。現在、鹿の出没状況や農家の実感としての実害に比べて、計画上の積算が実態よりも過小に評価されているのではないかなと思われしますが、実際に令和7年度においては、当初の計画の被害額との見直し後の被害額の差はどのくらいあったのかを伺いたいと思います。

まず、国のお金の上限7,000円出ている部分について、上限があるのかどうかを伺います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時18分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、まず国の補助金が、全額上限がなく払われるかという質問ですけれども、先ほども申しましたとおり、予算の範囲内での交付ということになりますので、現状、今年であれば、今年3月段階で町の捕獲の計画の頭数を国に報告します。これは現在2,000頭で報告しておりますけれども、国の全体の予算の範囲の中で配分ということになりますと、細かい数字が頭に入っていないのですけれども1,300頭弱の配分になっております。これで2,000頭丸々取りとなりますと、全額とはなりませんけれども、追加配分で足りない分は、これまでは全て対応していただけたので、全額交付することは実績としてはできていました。ただ、上限がないと言われると、国の補助金ですので上限はございます。まず一つ目は以上です。

計画と計画の変更について誤差と言われる、ちょっと回答が難しいのですけれども、まず基本的に町の計画を策定するのに、令和5年度の数字を基に計画を立てております。現在の令和6年度に作成した計画については。したがって、令和5年度のエゾシカの被害額が1,778万2,000円という実績に対して、ここから減らすために鹿を駆除しますという計画を立てております。計画作成に対して、大体2割から3割の減を目指すということで、昨年度、令和6年度については、1,600頭の駆除で被害を減らしましょうという計画を立てております。実際に被害が減ったかということ、減ったという実績が見えなかったということで、昨年改めて変更いたしまして、駆除2,000頭まで捕獲しましょうという計画を関係機関と協議しながら作成しているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 分かったような分からないような話だったのですけれども、いずれにしても、陸別町の鳥獣被害防止計画は令和7年から3年の計画になります。先ほど言ったように、見直しというのは毎年しているということでもありますけれども、被害調査のベースとなる農業者からの申告ということになりますけれども、個々の農業者の見る目、また被害の捉え方によって基準が異なるため、どうしても申告の内容にばらつきが生じて、計画の積算額に大きく影響が出てくるのではないかと思います。実態に即した計画を立て、国から確実な補助財源を最大に活用するためには、農業者の個人の申告に頼るべきではないと思いますので、十勝農業改良普及センターや農協、また農業専門関係機関との緊密な連携によって、客観的な指標に基づいた定期的な被害状況の一斉共同調査、これらを実施して、そのデータを基に計画を組み立てていくお考えはないのか、令和7年度の実績を踏まえて、今後の被害対策への対処について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 被害調査について若干説明させていただきますと、毎年収穫時期を終えた11月、12月以降に、農業者に対して被害の報告をしていただいております。

ります。なるべく個人の主観等を省くために、金額ベースの報告ではなくて、被害のあった面積を圃場ごとに何ヘクタール、何アール被害があったかという調査を実施しております。それに基づいて作物の単価、これは道で発表されている単価を掛けて計算しているところでございますけれども、何だかんだと言っても、作っている方が一番被害を把握していると思います。やはりその数字の重みというのは、町としては非常に重く受け止めなければいけないのかなと。ちなみに令和7年度の農業被害については、2,138万1,000円という集計の報告で、こちら北海道に報告している数字でございますが、この金額が現実に即しているか即していないかという判断、指標は難しいのですけれども、現状として農家の皆さんから報告いただいた数字の積み上げという現状の指標でございますので、ちなみに昨年度が912万3,000円でしたので、倍近くにはなっているのですけれども、実はこちらの数字も年度によって増減が大きいということもありますので、調査方法については、今ここで何をどうやったらいいのかというのはなかなか難しいですけれども、先ほど議員が言ったとおり、普及センター、あと農協、あとはやはり農業者の方の現状を把握する上で数字というのは一番重いと思いますので、その辺を地道に積み上げて、効果的な駆除、被害の防止というのは、いろいろな機関と協力してやっていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今後、一斉調査を実施するということによろしいか、それから、先ほど農業者からの被害調査の確認が最重要だということですが、今までの回収率というのはどのくらいだったのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 一斉調査について、やるやらないということは、ここで回答できませんけれども、先ほど申しましたとおり、引き続き、普及センター、農協等、農業者の協力をいただきながら、本当の現状に沿った調査ができるような体制は必要かなと考えます。

回収率については、手元に資料がございませんので回答はできませんけれども、なるべく回答していただくように、電話で提出の勧奨をしたり、あといろいろな道営事業のヒアリングも同時期にやっていますので、その際に聞き取り等を行って、漏れのないように取り組んでいるところが現状でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費全般、91ページ上段から93ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、８款土木費全般、９３ページ下段から９９ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、９款消防費全般、１００ページ上段から１０３ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１０款教育費１項教育総務費、１０３ページ中段から、３項中学校費、１１１ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく１０款教育費４項社会教育費、１１１ページ下段から、５項保健体育費、１１７ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１１款災害復旧費全般、１１７ページ下段から、１３款予備費全般、１２１ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。なお、款を区切ったの質疑は終えておりますので、他の款と関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入歳出全般について行います。ただし、歳入歳出の質疑を終えておりますので、相互に関連のあるものに限定します。

質疑はありませんか。

４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） ここでは二つありますので、一括説明の発言でよろしいですか。

それでは歳入の２９ページ、１７款１項２目指定寄附金において、個人・企業版を合わせたふるさと納税額が１,３７０万９,２００円と報告されています。そこで、４９ページの２款１項７目１２節委託費の中から返礼品と配送、委託業者のコスト等が支出されていると聞いておりますので伺いたいと思います。ここで、ふるさと納税に係るコストについて３点伺いたいと思います。

令和７年度において、ふるさと納税の募集と返礼品等に係る業務委託に要した委託費及びふるさと納税の返礼品調達費など、関係経費の総支出額の決算額をまず伺います。

二つ目、また、総務省が定める経費総額の寄附額の５割以下に抑えるという、いわゆる５割ルールに対し、近年、総務省による経費の算定基準が厳格化されているということを聞きますが、当町における個人のふるさと納税に係る総経費率は何％で、適正な範囲に収まっているのか、まず伺いたいと思います。

三つ目ですが、さらに令和７年度は返礼品調達費のうち、陸別町内の返礼品を提供した

町内業者への直接支払われた金額が幾らあるのか、それが寄附総額の何%を占めているのか伺いたいと思います。

二つ目です。決算書67ページ、3款1項2目老人福祉費のケア付き一時住まい事業の「かっこうの家」それと高齢者共同生活支援施設であります福寿荘について3点伺います。

まず1点、「かっこうの家」の利用日数が延べ487日で、単純に令和7年度の当初予算の1日の利用料3,497円をベースに単純計算をしますと、約170万円の利用料収入と想定します。歳入では、雑入に計上されるということになっておりますけれども、令和7年度における「かっこうの家」の歳入における利用料の総決算額は幾らであったのか。

二つ目です。「かっこうの家」については、先ほども申し上げましたけれども、延べ487日、当初予算では1名、318日で2名の計画でありましたが、この487日というのは、実人数で何名の方々が入れ替わり利用されたのか伺いたいと思います。

三つ目です。高齢者の生活を支える重要な施設である福寿荘でありますけれども、令和7年度は実人数で何名の方の利用で、延べ日数は何日か伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、ふるさと納税の関係の質問にお答えしたいと思います。

まず、歳入側でございますけれども、決算書29ページ、寄附金の決算額1,370万9,200円、うち企業版の寄附を除いた個人の寄附額としましては、900万9,200円がございます。こちらが、ふるさと納税額ということでありまして、そこに対する歳出の決算額、経費額でございますが、経費につきましては、議員御指摘のとおり、2款1項7目で支出しておりますが、決算額は373万8,324円ということで、率にいたしますと約41.5%ということで、5割ルールの範囲内に収まっております。

それから、3番目の質問は返礼品の関係でございますが、返礼品は町から直接支払いというか、直接調達ではなくて、先ほどの経費の決算額の中にありますが、事業者に委託しております。委託経費の中から間接的に支払いさせていただいているわけですが、返礼品調達価格は173万9,404円と報告を受けております。先ほどのふるさと納税額個人の分900万9,200円で割り返しますと、約19.3%が返礼品の調達の金額と率になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 続きまして、3款民生費の部分についてでございます。まず「かっこうの家」の利用状況でございます。利用料収入というところでございますが、議員御指摘のとおり、歳入の雑入で受けております。金額につきましては167万7,929円でございます。実人数は4名の御利用がありました。また、福寿荘につ

きましては、実人数で5名の方の利用で、延べ入居日数が938日でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） ふるさと納税につきましては、国が定める経費のルールの枠内に適正に執行されていると理解をいたしました。

令和7年度の十勝管内の自治体のふるさと納税額が新聞掲載されておりました。寄附額の減少や返礼品競争が全国的に激化する中、当町の貴重な特産品を取り扱う町内業者や地域産業を守り、育てていくというのは、今後、町税等また自主財源の確保の観点からも、最重要課題であると認識しております。

当町におけるふるさと納税額は、令和4年から下がってきている状況で、令和7年には個人では1,000万円を切る決算実績となっております。今後、さらに返礼品の魅力を高め、町内業者の販路拡大や育成支援にどのようにつなげていくお考えか、決算から見えた今後の施策展開への課題認識について伺いたいと思います。

次、「かっこうの家」の関係について。「かっこうの家」の本来の目的でありますけれども、退院直後の在宅復帰までの短期間や、足腰が不自由になったときの緊急の一時避難として、多くの町民が入れ替わり利用すべき施設であると私は思っております。実は、私の身内も一時的に歩行困難となり、この施設を約2か月間利用させていただきました。手厚い支援のおかげで無事に在宅復帰を果たすことができました。この実体験から、非常に有益で町民に寄り添ったすばらしい制度であると私は確信しております。

しかし、現在、遠方の病院に入院、また、在宅復帰までの期間、入院している御高齢者とその家族が、気楽に利用できるシステムであるということが、届いているのかどうかという、疑問が残ります。

令和7年度の実績を踏まえ、今後の利用促進についてお伺いしたいと思いますけれども、ケアマネージャーや関係医療機関と緊密に連携し、退院支援や在宅復帰の初期段階から、町や関係機関がこのような気楽に利用できるシステム「かっこうの家」がありますよと、直接住民に提案できる体制づくりがもっと必要だと考えますが、今後のさらなる利用促進に向けた積極的なPRと周知について、どうお考えか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、1点目のふるさと納税の今後についての御質問だと思いますが、議員御指摘のとおり、ふるさと納税は自治体にとって貴重な財源となっているのは事実であります。全国各自治体が魅力的な返礼品をそろえて、少しでも多くのふるさと納税が増えるように努力しているのは事実でございますが、一方で非常に厳しい競争の中で、本来の趣旨から外れるというような事例もありまして、国において規制が強化されてきた、これも事実であります。

先ほどの質問の中にもありましたように、現在、返礼品調達価格の率であったり、経費率というのが厳しく定められておりまして、違反をするとふるさと納税の対象から外され

るというような状況下でございます。なかなか思うようにふるさと納税額が増えず、減少が続いているのは、大変私どもとしても厳しい状況であると認識はしております。

そのような中で地場産業を守り、いかに魅力的な返礼品をそろえていくかというのは、これからも課題として残り続けるのかなとは考えておりますが、まずは、陸別町に寄附をしたい、ふるさと納税をしたいと思えるように、まず魅力的な施策を用意すること。そしてもう一つが、返礼品を充実させること、この2本が柱になろうかと思えます。返礼品を用意していただく町内各事業者の皆さんとも、よく話をしながら、連携を取りながら、これからも努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 「かっこうの家」の利用促進に係る周知のところでございます。いまいち町民の方に知れ渡っていないのではないかという御指摘かと受け止めました。いろいろサービスを調整、面談する中で、職員が直接的に利用をお勧めするということは今までもございますが、広く町民の方に周知できるように、また工夫を凝らしながら、周知の回数を増やしていければと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 「かっこうの家」とふるさと納税の関係であります。議員御指摘のとおり、1,000万円を切るということでもあります。ふるさと納税の考え方として、やはり行政が何ができるのかといつもお話もさせていただいております。また、全体で民間の皆さんとか町民の皆さんとも考えていかなければいけない部分でありますし、議員の皆さんからも様々な御意見をいただいて、商品開発等々のアドバイスもいただきながら進んでいくべきことかなと思っております。ふるさと納税だけに限らず、企業版ふるさと納税だとか個人的に寄附をいただいたりだとか、そういう部分も増えてきております。今回のレバングのゴールもそうですけれども、今の陸別町の2,000人の人口の中で、どういうふうにやっていけばいいのかというところをきちんとわきまえながら、寄附等々は貴重な財源になりますので、これからも皆さんの知恵をいただきながら考えていきたいなと思っております。

それと、「かっこうの家」に関しては、議員も経験されたということで、非常に有効に使っていただいている部分もあります。周知不足という御指摘は真摯に受け止めますが、現場としてきちんとしたケアマネ等々、保健師もそうですけれども、住民の皆さんとコミュニケーションを取って、どの選択が一番いいのかというところで、お勧めをしている中の選択なので、ここの数が増えた減ったというのは、そのときのケース・バイ・ケースもあるのも御承知していただきたい部分でありますので、いつも言わせていただいておりますが、これは収入等のバランスに費用対効果を求めると、安心という部分がまた損なわれますので、これはきちんと維持をしていきながら、様々な御意見を聞きながら進んでいき

たいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 今、次長、町長から答弁をいただきました。

ぜひ、ふるさと納税の関係、また、「かっこうの家」の関係をやっていただきたいと思
いますけれども、「かっこうの家」について、一つ見逃しているのかなというのがあると思
うのですけれども、先ほども言いましたけれども、陸別にはいないで遠方で入院してい
る方についても、やはりこれは陸別に帰ってきて、「かっこうの家」というシステムがあ
るので、ここに入れてはどうですかというような提案も、ぜひこれからもしていただきた
いと考えますので、お願いいたしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 貴重な御意見として伺っておきます。現場サイドのこともありま
すので、内部で様々な議論をさせていただいて、よりいいほうに進んでいきたいと思いま
す。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書についての質疑を行います。

1 2 3 ページ、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財産に関する調書についての質疑を行います。

1 2 4 ページから 1 3 4 ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑がなければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 4 号令和 7 年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決し
ます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 5 4 号は、認定することに決定しました。

次に、議案第 5 5 号令和 7 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定
についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、147ページから161ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、163ページについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は、認定することに決定しました。

次に、議案第56号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、172ページから184ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案172ページから175ページ、説明資料29の1、1款2項診療収入5,499万5,929円に関して伺いたいと思います。

全体の診療収入を含む診療所の運営に関しましては、町長も一生懸命いろいろな面で改善に奮闘のことと伺っておりますので、あえて質問はいたしません。内容は監査委員の決算審査の意見書のとおりでありますので、経営全体について質問は控えさせていただきますが、外来の患者個人の単価の変化について、1点伺いたいと思います。

外来診察の外来単価は、令和3年の6,100円から令和4年5,025円、令和5年5,179円、令和6年4,989円、そして今年度、令和7年度については4,899円と、1人当たり5年で約1,200円の単価が下落しております。外来者数は、令和3年から令和7年は1万1,000人程度とほぼ変化がない状況で、町内唯一の診療所であり、町民の皆さんの利用回数は減っていないのにもかかわらず、なぜここまで徐々に外来

単価が下落しているのか。国によるコロナ特例加算の終了や診療報酬改定の影響などもあるのかと思いますけれども、あるいは、良い意味で町民の受診内容の軽少化、または急病ではなく慢性期化によるものなのか、この単価の減少の具体的な原因を、町としてどのように分析しているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 清水国保診療所事務長。

○国民健康保険診療所事務長（清水 遊君） 議員御指摘の1人当たりの単価というところでございます。決算審査意見書48ページの数値かと思いますが、令和3年度1人当たりの外来の診療収入が6,100円ということで記載がございます。実はこの外来の患者数なのですが、令和3年までと令和4年度まで、算入する人数の積算の方法が若干違いまして、結果として1人当たりの外来の診療収入に5年間で差が出ているというところもございます。今の基準で令和3年の外来患者数を積算しますと、外来の人数が1万194人となっておりますが、こちらが1万2,240人ということになります。誤り等ではなくて、外来に算入する区分の変更ということでございまして、令和3年度の外来収入が6,218万4000円でございますので、割り返しますと1人当たり5,080円。6,100円という記載が5,080円ということの数字になります。

それにいたしましても、議員御指摘のとおり、1人当たりの外来の診療収入の単価が下がってきているということではございます。このあたり御質問の中でありましたコロナの関係ですとか診療報酬の改定。診療報酬につきましては単価が上がっていますので、こちらは1人当たりの単価が下がる要素にはならないかなと考えております。具体的な分析ができておりませんが、急病ではなく慢性疾患の部分が外来患者の割合分として増えているのかなというところで考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） なぜ外来単価のことを伺うかということになりますけれども、先ほど令和3年の人数が変わって、外来の単価が5,080円と言われましたけれども、外来の患者数は年間1万1,000人と規模を維持しているということになります。外来単価が少しずつ減り、全体の収入が下がっているということは、外来診療の収入の要因は、患者が来ないから赤字になるという発想ではないと思っております。この患者数が維持されているにもかかわらず、減収となるこの現実と課題を正しく共有した上で、今後の安定的持続可能な運営体制、あるいは国や北海道への特別な財政支援の要望も深め、抜本的な対処法を深く協議していただくようお願いをしたいと思いますので、今後の運営を協議していただくよう、よろしく願いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、会議を開きます。

清水国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（清水 遊君） ただいまの部分、診療の内容につきましては医療的な判断もございますのでなかなか難しい部分がありますが、町民が安心できるような診療所になるよう、さらに持続可能な診療体制になるように、引き続き努力したいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、186ページについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は認定することに決定しました。

次に、議案第57号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、200ページから220ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは210ページ、2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目施設介護サービス諸費9,724万8,177円について、まずお伺いいたします。

説明で、延べ361名の利用とのことでしたけれども、月に換算すると約30名となります。この人数には、住所地特例で他町のサービスを受けている方もいるかと思われますが、また他町からの受入れもあると思います。本入所50床の施設の入居状況としては、

急を要する方が入所できる状態なのか伺いたします。

二つ目に、歳出全般に不用額が大きくなっていますが、この理由については、どのように考えたらいいか伺いたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 3 分

再開 午後 0 時 0 4 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、会議を開きます。

清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 延べ361名ということで、こちらは陸別町が保険者である方の延べ人数ということでございます。本入所50床というところで、しらかば苑の部分かと思えます。これが60床でございまして、おおむね50人程度入所されている状況ですので、対象となり得る方で、入所の判定委員会等を経ましたら入所となると。空きはあるような状況でございます。

それと、歳出全般で不用額ということかと思えます。歳出で不用額4,600万3,927円でございます。大きな要因は保険給付費、全般的に予算額より減少ということになっております。3月の補正予算で減額補正というの、1人がサービスを使うことになると、多額のお金がこの給付費として支出されますので、減額の補正もなかなか難しい状況ではございます。というところで、やや当初の計画ベースの予算額から実績がこれだけ落ちているというところで、不用額ということで発生しているところです。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） それでは、私の介護保険に関する資料の見方、また違いがあるとは思いますが、高齢者、町民が一番気になる保険料の件でありますので、介護保険料の給付費に関して伺いたいと思います。

令和7年度の決算審査意見書を見ますと、当町のような人口規模の自治体において、1年間で認定者が減少するというのは、極めて大きい変動となります。こうした現象の背景には、認定者の死亡、また町外の医療機関・施設への転出に伴う資格喪失というのが強く関係していると考えられます。

そこで一つ質問したいと思いますけれども、認定者の減少内訳のうち、死亡及び町外転出による資格喪失者は何名あったのか。また、お亡くなりになった方の生前の要介護度は軽度だったのか重症だったのかの傾向を含め、認定者の1人当たりの保険給付金が高くなった現実を町の高齢化の動向にどう結びつけて分析をしているか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 今の御質問につきまして、決算審査意見書５３ページの部分で、要介護認定者数というところで出ております。その部分の数字でいきますと、５３ページの一番下段で令和７年度中の要介護認定者数というところで表記しております。こちらは令和７年度に認定を行った人数ということになります。ですので、議員御指摘のとおり、令和７年度に新規に認定した方が増の要因で、死亡や転出ということでの減の要因がございます。

また、介護認定の期間が１年を超える方も中にはいらっしゃいまして、認定期間２年に及ぶ方は、令和７年度中の要介護認定には入ってこない場合がございます。御質問の死亡された方、また転出された方ということで資格喪失の人数ですが、令和７年度お亡くなりになられた方はおよそ３０名程度いらっしゃいます。転出につきましては３名の方が転出されております。お亡くなりになられた方の介護度は、割合的には介護度が高い方がお亡くなりになられているというような状況でございます。

新規の認定につきまして数字を申し上げますと、令和７年度は１０８人のうち、新規の認定が１９件でございました。同じ表で令和６年度の認定者数が１３１名でございます。そのうち新規認定が３４件でございますので、新規にこの要介護認定を受けられた方は、令和６年度から少なくなっているという状況でございます。１人当たりの保険給付費が増加しているというところは、監査の意見書５２ページの下段の表かと思いますが、こちらにつきましては、１人がどういったサービスを使うかというところで、かなり額が変動いたします。そのため、なかなか分析には時間を要するのですが、この辺りの動向分析も含めて、次期の介護保険事業計画の策定作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） この認定者数ですけれども、年度末の人数が１２０人で１人当たりの保険給付費は１９５万１，０００円ということでよろしいということですね。

それと、陸別町の現状を見ますと、被保険者が減少し認定者数の総数は減るが、１人当たりは高コスト化しているというようなことは、次期の介護保険事業計画における住民が支払う介護保険料基準額の算定を非常に困難にする要因だと思いますけれども、今後の町民の保険料負担を抑えていくことができるのか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 ０時１４分

再開 午後 ０時１４分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 今の１人当たりの議員御指摘の数字につきましては、意見書５２ページの下段、認定者数が令和７年度は１０８人というところで割り返しの数字が載っておりますが、御指摘の数字は、令和７年度の年度末の認定者数１２０人

で割った場合の数字ということで、1人当たりは195万1,000円ということでお伺いいたしました。

7年度末の人数につきましてはそのとおりですので、1人当たりの保険給付費につきましては、議員の御指摘のとおりでございます。

次期の計画、それと保険料につきましては、今、策定に向け、鋭意精査をして作業しているところでございます。若干、この人口減と相まって被保険者が減少の傾向もある、さらにサービスをどういったものを使うかというところも含めまして、この部分は協議体と意見を交わして、この後、令和9年度以降の3年間にとどまらず、将来も含めて介護保険料の基準額の算定をしていきたいと思っております。今よりかなり高いような試算が出た場合は、内部的には基金の活用も含めて、これも関係者と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） ただいま基金の繰入れ等も考えるということを次長からお聞きしましたけれども、これは要望ですけれども、令和7年度決算で生じた歳入歳出差引き5,792万6,000円、これについては返還金、また一般会計への繰入れを除き、介護給付費準備積立金に1億1,122万5,950円が積み立てられておりますが、次期の介護保険料改定の際には、住民の負担を直接引き下げるために、原資として投入していただきたいということを、強く要望いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 人口減の問題もありまして、議員おっしゃる分析のとおりなのかなと思っています。私自身も上げたくて上げることはありませんし、そこはもう御理解いただかなければいけない部分でありまして、いかなる方法を取っていかなければいけないのは議員と同じ気持ちだと思います。いろいろ分析も数字上出てくるのですけれども、上がっていつているという分析もありますけれども、この5年間凸凹がありまして、そこもどのサービスを使ってどうなっているのだと、先ほど次長が答えたとおりの分析もしていかなければいけない部分で、最終的な保険料の算出というところにいくと思います。

要望ということですが、決して高くしたくて高くすることではないという、まず基本は分かっていたかかないと、この介護保険という制度の設計上の問題もありますし、そこでどうやって運営していこうかと、そこに今2,000人の小規模の自治体はどう運営していくかという、多分そのポイントのお話だと思いますので、議員の御意見をきちんと踏まえた上で、それはきっと町民の御意見ということで、高くしてほしくないというところはあると思いますが、運営していかなければいけない部分もありますので、それを御理解いただいた上で、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、２２２ページについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第５７号令和７年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第５７号は認定することに決定しました。

次に、議案第５８号、令和７年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、２２９ページから２３７ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、２３９ページについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第５８号令和７年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 5 8 号は認定することに決定しました。

続いて、公営企業会計に移ります。

議案第 5 9 号令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

決算報告書についての質疑を行います。資料は、1 ページから 4 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表についての質疑を行います。資料は、5 ページから 8 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、事業報告書についての質疑を行います。資料は、9 ページから 1 2 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表付属明細書についての質疑を行います。資料は、1 3 ページから 2 2 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 9 号令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 5 9 号は、認定することに決定しました。

次に、議案第 6 0 号令和 7 年度陸別町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

決算報告書についての質疑を行います。資料は、1 ページから 4 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表についての質疑を行います。資料は、5ページから8ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、事業報告書についての質疑を行います。資料は、9ページから12ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表付属明細書についての質疑を行います。資料は、13ページから22ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第60号令和7年度陸別町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は、認定することに決定しました。

◎日程第9 議案第61号財産の取得について

○議長（久保広幸君） 日程第9 議案第61号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第61号財産の取得についてですが、令和8年9月2日執行の入札に係る落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第61号の財産の取得について説明いたします。

1、財産の区分。医療用機械。

2、財産の規格・数量。全身用X線CT診断装置一式。

3、財産取得予定価格。金2,970万円。

4、財産取得の相手方。帯広市西11条北4丁目1番6号、株式会社ほくやく帯広支店、支店長、藤井政信であります。

9月2日に3社による指名競争入札を執行しております。落札率につきましては100％であります。納期につきましては、本日議決していただきましたならば、本契約を締結しまして、令和9年3月31日までであります。

以上で説明を終わりたいと思います。

以後、御質問にお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第61号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第62号令和8年度陸別町一般会計補正予算 （第5号）

○議長（久保広幸君） 日程第10 議案第62号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第62号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第5号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ754万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,426万6,000円とするもの

であります。

内容につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第62号の説明をいたします。

議案書1ページ、御覧ください。

令和8年度陸別町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

5ページ、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費12節委託料、施設設備等改修754万4,000円。道道津別陸別線の改良工事に伴い、光ファイバーを移設する必要があるため、必要な予算を補正するものであります。

資料ナンバー1を御覧ください。

工事箇所を載せておりますので、今回移設する部分は約720メートルの移設となります。

なお、この道道の改良工事に起因する移設であるため、歳入で同額の移設補償費を計上しております。

続いて4ページ、歳入をお願いします。

20款諸収入4項3目8節雑入、支障物件移設補償費754万4,000円。北海道からの移設補償費であり、歳出額と同額となります。

以上で、議案第62号の説明を終わりますので、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第62号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は4ページから5ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第62号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第5号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 0時29分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員